

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第17号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

温泉法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

- 1 温泉の利用の許可を受けた者である法人又は個人について、合併若しくは分割又は相続があった場合に、その地位の承継ができることとなることに伴い、当該合併等に係る承認の申請に対する審査の手数料の額を、1件につき7,400円と定めます。
- 2 条項が移動することに伴い、規定を整備します。

この条例は、平成19年10月20日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第17号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表温泉法の項中

第13条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	1	件	35,000	を
第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	1	件	35,000	に
第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者である法人又は個人の合併若しくは分割又は相続に係る承認の申請に対する審査			7,400	

改め、同表旅館業法の項中「地位の承継の」を「者である法人又は個人の合併若しくは分割又は相続に係る」に改め、同表臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表薬事法施行令の項中「第3条第1項」を「第45条第1項」に、「第4条第1項」を「第46条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)